

## 別紙 1 少年事件における被害者配慮制度の概要及び利用状況について

少年事件は非公開が原則であるので、被害者が審判手続きにおいてできることは少年法に規定はなかったが、平成12年の少年法改正で初めて、被害者配慮制度が導入された。以後、平成19年、平成20年の少年法改正を経て、現在の5つの制度（事件記録の閲覧・謄写、審判結果の通知、審判状況の説明、意見陳述、審判傍聴）が創設された。

### 1 平成12年の少年法改正と被害者配慮制度

平成12年の改正では、犯罪被害者への社会的関心の高まり、刑事手続きにおいては平成12年にいわゆる犯罪被害者保護のための2法が成立した状況を受けて、ア 被害者による審判記録の閲覧・謄写（5条の2）、イ 被害者からの意見の聴取（9条の2）、ウ 被害者への審判結果の通知（31条の2）の3つの被害者保護のための制度が設けられた。

これらの制度は、被害を受けた方又はその法定代理人、被害を受けた人が死亡したり、重い病気やけがの場合は、その配偶者、直系親族、兄弟姉妹が申し出をして利用することができる。

#### （1）事件記録の閲覧・謄写

この制度は、さらに平成20年の改正において、要件が緩和されて、事件の内容を知りたいという理由でも、閲覧・謄写が認められることになり、その対象となる記録の範囲も、非行事実に係る部分に限らず、法律記録中の少年の身上に関する供述調書や審判調書、少年の生活状況に関する保護者の供述調書も含まれることになった。

#### （2）意見の聴取

被害者からの意見聴取は、被害者が裁判官などに対して気持ちや事件について意見を述べるものである。これは、審判の場で裁判官に対して行う方法、審判以外の場で裁判官に対して行う方法、家裁調査官に対して行う方法がある。どの方法で行うかは、裁判官が意見の陳述を申し出た方の希望を踏まえて決めることに

なる。

### (3) 審判結果の通知

被害者には、ア 少年及びその法定代理人の氏名及び住所 イ 決定の年月日  
ウ 決定の主文 エ 決定の理由の要旨が通知される。

## 2 平成20年の少年法改正と配慮制度（平成20年12月15日施行）

平成19年の改正では、被害者配慮制度に関する見直しは特になかった。

平成20年改正では、ア 被害者等による少年審判の傍聴を許すことができる制度の創設、イ 家庭裁判所が被害者等に対して審判状況を説明する制度の創設、ウ 被害者等による記録の閲覧・謄写の範囲の拡大、エ 被害者等の申出による意見聴取の対象者の拡大、オ 成人の刑事事件に関する家庭裁判所の特別管轄からの廃止が決められた。

### (1) 被害者等による少年審判傍聴

殺人等の一定の重大事件においては、審判を傍聴して、審判の具体的な状況について十分な情報を得たいという被害者等の心情は十分尊重すべきであることから、被害者等から申出があった場合に、審判を傍聴することを許すことができることになった。申出ができる事件は、故意の犯罪行為によって被害者を殺傷した事件や、自動車運転過失致死傷事件などが該当する。ただし、傷害の場合は、傷害により被害者の生命に重大な危険を生じさせたときに限られる。

傍聴が認められるのは、少年の年齢及び心身の状態、事件の性質、審判の状況その他の事情を考慮し、「少年の健全な育成を妨げるおそれがなく相当と認めるとき」とされている。例えば、被害者が審判を傍聴していることにより、少年が委縮してしまい率直に心情を述べることができなかつたり、プライバシーにかかわる事項を取り上げられないために十分な情報が得られなかつたりすることで、裁判所による処遇選択が妨げられるおそれがある場合や、少年の内省が深まらないおそれがある場合は認められない。さらに12歳未満の少年の審判については傍聴が一律に否定され、また触法少年に係る事件一般につき、被害者等に傍聴を許

すか否かを判断するに当たっては、触法少年が一般に精神的に特に未成熟であることを十分考慮しなければならないとする明文規定が置かれている。

## (2) 審判状況の説明

これは、審判傍聴とは異なり、対象事件に限定はなく、仮に傍聴対象事件であっても、精神的な理由等から傍聴が事実上困難な被害者も利用できる制度である。説明の内容や範囲は、審判調書などに記載された審判の客観的・外形的事実である。説明は裁判所書記官及び家庭裁判所調査官が口頭又は書面で行う。

## 3 被害者配慮制度の案内

一般的には、関係機関や当事者にリーフレットを配布するなどの広報活動を行っている。具体的には、事件受理後に、一定の重大事件に関しては、被害者あてにリーフレットを送る方法を取っている。多くの場合、家庭裁判所調査官が行う被害者調査の際にリーフレットを併せて送付する扱いをしている。

## 4 被害者配慮制度の利用状況

平成12年の法改正は平成13年4月に施行されたが、制度後5年間の全国の申出数は、閲覧・謄写が2,880件(うち2,836件が認められている。)、意見聴取が825件(うち791件が認)、審判結果通知は3,180件(うち3,153件が認)となっている。

松山家庭裁判所における利用状況は活発ではないが、審判結果通知の利用が多い。平成20年の少年法改正(平成20年12月15日施行)により新設された審判状況説明は利用はわずかであり、審判傍聴はまだない状況である。